（統括国税管理官の職務）

第四百六十三条の二　統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務を分掌する。

（情報処理管理官の職務）

第四百六十四条　情報処理管理官は、命を受けて、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十一条第一項第二号に掲げる事務

二　国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第四百六十一条第一項第四号に掲げる事務

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百八十一人以内を置く。

2　［略］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官二百十七人以内を置く。

2　主任国税管理官は、命を受けて、第四百五十九条第二号に掲げる事務を処理し、及び国税管理官の行う事務を総括する。

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官五千百八十七人以内を置く。

2　国税管理官は、命を受けて、第四百五十九条第二号に掲げる事務を処理する。

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［略］

2　［略］

3　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	統括国税実査官
札幌国税局	課税第一部	—
	課税第二部	—
仙台国税局	課税第一部	—
	課税第二部	—
関東信越国税局	課税第一部	三人
	課税第二部	一人
東京国税局	課税第一部	七人
	課税第二部	二人
金沢国税局	課税部	—
名古屋国税局	課税第一部	四人
	課税第二部	一人
大阪国税局	課税第一部	六人
	課税第二部	一人

［略］　［略］

［条を加える。］

（情報処理管理官の職務）

第四百六十四条　情報処理管理官は、命を受けて、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十一条第二号に掲げる事務

二　国税局長が必要があると認めた特定事項に係る第四百六十一条第四号に掲げる事務

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百九十二人以内を置く。

2　［同上］

［条を加える。］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　［同上］

2　［同上］

3　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	統括国税実査官
札幌国税局	課税第一部	—
	課税第二部	—
仙台国税局	課税第一部	—
	課税第二部	—
関東信越国税局	課税第一部	二人
	課税第二部	一人
東京国税局	課税第一部	七人
	課税第二部	二人
金沢国税局	課税部	—
名古屋国税局	課税第一部	三人
	課税第二部	一人
大阪国税局	課税第一部	六人
	課税第二部	一人

［同上］　［同上］